

【令和3年度2月補正予算に係る市長提案説明要旨】

(R4. 2. 17)

まず、議案第1号 令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第13号）についてですが、本案は、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく補正予算を活用し、市民の安全・安心に資する事業を追加するほか、12月補正予算編成後の情勢の変化に対応するため、国庫支出金、財産収入、寄附金並びに市債等を主な財源といたしまして、所要の措置を講じようとするものであります。

その主なものを申し上げますと、学校における感染拡大のリスクを最小限にするため、感染症対策用品や、学習支援用教材等を購入するほか、原油価格高騰の影響を受ける、公共交通事業者への燃料経費支援など、新型コロナウイルス感染症への対応策に係る経費等を措置しようとするものであります。

また、文化会館「東り いたみホール」の安全で快適な利用環境を維持するため、空調設備の改修工事を実施するとともに、橋りょう長寿命化対策として、深川橋ほか5橋について耐震・補修設計及び工事を実施するほか、学校園における快適な教育環境を整備するため、大規模改造工事や老朽化した空調設備の更新を行うなど、国の経済対策に係る有利な財源を積極的に活用し、事業を実施しようとするものであります。

その他、温室効果ガス削減への取り組みとして、市交通局による電気バスの試験的導入に対する補助や、ふるさと寄附等を各特定目的基金へ積立てるほか、国から交付される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、全額を歳入予算に計上するなど、所要の措置を講じようとするものであります。

その結果、第1条、歳入歳出予算につきましては、それぞれ18億469万7,000円を追加し、その総額を964億7,492万6,000円としようとするものであります。

また、第2条の繰越明許費の補正では、ふるさとづくり推進事業のほか、14事業に係る繰越明許費の追加措置を、第3条の債務負担行為の補正では、新庁舎整備事業に伴う工事費の追加措置を、第4条の地方債の補正では、橋りょう整備事業の実施に伴う地方債の追加を、また、新庁舎整備事業のほか、7事業に係る地方債の

変更の措置を、それぞれ講じようとするものであります。

次に、議案第2号 令和3年度伊丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、療養諸費、保険給付費等交付金返還金が、当初予算に比べ増加すること、及びこれに伴う県支出金、諸収入の額の増について、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、議案第3号 令和3年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、保険料軽減対象者に係る保険基盤安定納付金の追加に伴い、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、議案第4号 令和3年度伊丹市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、保険給付費における介護サービス等諸費、高額介護サービス給付費、高額医療合算介護サービス給付費及び地域支援事業費における介護予防・生活支援サービス事業費が、当初予算に比べ増加すること、及びこれに伴う保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金等の額の増について、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、議案第5号 令和3年度伊丹市病院事業会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、患者数の減少による収益の減少と、国及び兵庫県の新型コロナウイルス感染症包括支援交付金関係の補助金の交付を受けることについて所要の措置を講じるほか、国の病床機能再編支援事業補助金を受けて、統合再編基幹病院整備事業に充当していくための所要の措置を講じようとするものであります。

次に、議案第6号 令和3年度伊丹市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、国の補正予算に対応する、防災・安全社会資本整備事業として、管渠の長寿命化対策について、国庫補助金及び企業債を財源として、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、議案第7号 令和3年度伊丹市交通事業会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、乗合バス利用者数が、当初予定を下回る見込みであることから、「業務の予定量」を改めるとともに、「収益的収入および支出」予算について、乗合旅客運賃収入の減に伴い、「営業収益」を減額する一方、国庫補助金及び

一般会計補助金を新たに受け入れることとなったため、「営業外収益」を増額するほか、原油価格高騰による軽油費の増に伴い、「営業費用」を増額する等、所要の措置を講じようとするものであります。

また、「資本的収入および支出」予算について、脱炭素社会実現に向けた取組みの第一歩として、国庫補助制度を活用した「電気バス試験導入事業」を実施することとなったため、「建設改良費」支出を増額するとともに、それらの財源として「国庫補助金」及び「他会計補助金」収入を加える等、所要の措置を講じようとするものであります。